

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度

・

・

・

・

法人名

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①－⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額(①+②+③－⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額(⑤－⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④			計 ⑦+⑧+⑨ ⑩	
	計 ①+②+③+④ ⑤				
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑪ ⑥－⑤		

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税			前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期の繰越額
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期の繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期の繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期の繰越額			
・ ・ ・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・ ・ ・			円			円			円			円
・ ・ ・												
・ ・ ・												
・ ・ ・												
・ ・ ・												
合計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当期分	⑦の額	⑳の額	㉑の額	⑧の額	㉒の額	㉓の額	⑨の額	㉔の額	㉕の額	⑪の額	㉖+㉗の額	㉘－(㉖+㉗)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	㉙のうち㉚に充てられる額 ㉛		円			前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	㉜のうち㉚に充てられる額 ㉝	円		
	道府県民税	㉜のうち㉚に充てられる額 ㉞		円				道府県民税	㉜－㉝のうち㉞に充てられる額 ㉟			
	市町村民税	㉞のうち㉚に充てられる額 ㊱		円				市町村民税	㉜－㉝－㉞のうち㉟に充てられる額 ㊲			
								計	㉝+㉟+㊲ ㊳	㊴		

第七号の様式別表一
(用紙日本産業規格A4)
(第三条・第十条の二関係)「別紙三十」